

## 証明書の発行と創業に関する支援について（須坂市・小布施町・高山村）

須坂市、小布施町、高山村では、須坂商工会議所、小布施町商工会、高山村商工会、長野信用金庫の協力を得て「創業支援等事業計画」を策定し、経済産業大臣、総務大臣から認定を受けています。

この事業計画の中で定められた「須高未来塾（特定創業支援等事業）」の通常講座全12講座のうち、8講座（7割）以上に出席し、須坂市、小布施町、高山村が証明書を交付した創業者は、会社設立時の登録免許税軽減や創業関連保証枠の拡大などの支援を受けることができます。

### 1 証明書の交付対象者について

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた次の①または②に該当する方を証明書の交付対象とします。

① 新規開業予定者

→事業を営んでいない個人

② 創業後5年未満の方

→事業を開始した日以後5年を経過していない個人事業主または法人代表者

→個人事業主として事業を開始した後に、法人成りにより会社を設立した法人の代表者であり、かつ個人事業主として事業開始した時点から5年未満の方

※ 産業競争力強化法第2条第31項第1号及び同項第2号、同項第3号、同項第4号に該当する方が対象です。

(2) 証明書の交付対象者は、特定創業支援等事業に係る受講者名簿の照合等による確認により決定します。

### 2 特定創業支援等事業により支援を受けたことで対象となる支援制度について

(1) 会社設立時の登録免許税の軽減措置について

産業競争力強化法第127条第1項及び第128条第1項に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた須坂市・小布施町・高山村において会社を設立する場合は、登録免許税の軽減措置を利用することができます。

① 会社設立時の登録免許税の軽減措置を利用できる対象者

(a) 新規開業予定者

→事業を営んでいない個人

(b) 創業後5年未満の方で現在行っている事業を廃業し、新たな法人を設立される方

※ 会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。会社設立前に証明書を取得し、法人の設立登記申請時に証明書の原本を法務局へ提出してください。

※ 既に会社を設立した方やその方が組織変更を行う場合は対象外です。

② 登録免許税の軽減措置の内容

株式会社または合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免されます。（株式会社の場合最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の場合最低税額6万円の場合は3万円減免されます）。

※ 須坂市・小布施町・高山村が交付する証明書をもって、他市町村で創業する場合は登録免許税の軽減措置を受けることはできません。

(2) 信用保証協会による創業関連保証の特例について

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6か月前から利用することができます。

※ 須坂市・小布施町・高山村が交付する証明書をもって、他市町村で創業する場合でも創業関連保証の特例を活用することができます。

- (3) 日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて  
産業競争力強化法第127条第1項及び第128条第1項に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた須坂市・小布施町・高山村において新規開業を予定されている方または創業を行った方は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

※ 須坂市・小布施町・高山村が交付する証明書をもって、他市町村で創業する場合は優遇措置を受けることはできません。

### 3 証明書の交付について

新規開業予定者または創業後5年未満の方が各特例の対象になるため、証明書には有効期限があります。なお、有効期限は下記①②のうちいずれか早い日付で設定します。

① 令和9（2027）年3月31日

② 創業後の方については、税務署受付印が押印された開業届または法人設立届出書に記載されている開業日（設立年月日）から5年を経過しない日（開業届または法人設立届出書・登記事項証明書を添付してください）

※ 2社目以降の創業（すでに経営している会社等を継続しつつ、新たに会社を設立する方）は証明書の交付対象外です。

### 4 その他

- (1) 登録免許税の軽減を受けたい場合、登記時に、証明申請書に記載した事項と変更してしまうと、軽減を受けられない場合があります。会社設立前で、「商号（屋号）」や「本店所在地」、「資本額」等が確定した後に、証明申請書の申請をしていただきますようお願いいたします。
- (2) 証明書は、支援を受けたことを証明するものであり、各制度の利用及び特例を受けることを保証するものではありません。各制度を利用するためには、各機関で別途個別の審査があります。詳細は証明書の交付手続きをする前に、各制度の取扱窓口にご確認ください。

#### ◇証明書の交付手続きについて

申請期限は、当セミナー終了から1年以内です。期限内に、創業予定地がある下記市町村で申請をしてください。申請及び受取りは、本人確認書類（運転免許証・マイナンバー等）を持参の上、ご本人が手続きをしてください。なお、証明書の交付までには1週間ほどかかります。交付手数料は無料です。

◇問い合わせ・申請先 須坂市：産業政策課 商業観光係（☎026-248-9005）  
小布施町：産業振興課 商工振興係（☎026-214-9104）  
高山村：産業振興課 商工観光係（☎026-214-9296）